## 個人情報ファイル簿(単票)

## 【課名・係名】市民課市民係

回バIII W ファール 十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム
行政機関等の名称	竹原市長
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民福祉部市民課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍及び戸籍の附票に関する事務を行うため
記録項目	戸籍 1本籍、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び続柄、6養親の氏名及び続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9身分に関する事項、10届出等の受付の年月日、11届出人等の資格及び氏名戸籍の附票 1戸籍の表示、2氏名、3住所、4住所を定めた年月日、5出生の年月日、6男女の別、7在外選挙登録地、8住民票コート
記録範囲	竹原市に本籍を有する者,戸籍の届出事件本人
記録情報の収集方法	主に本人等からの届出による
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない
記録情報の経常的提供先	本人等、権利義務等を有する第三者、国又は地方公共団体の機関、弁護士等
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 竹原市総務部総務課 (所在地) 〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	戸籍法(昭和 22 年 12 月 22 日号外法律第 224 号)第 13 条に規定する項目の内容については、同法第 113 条から第 117 条に基づき訂正請求ができる。
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無</li></ul>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_
備考	

作成日(最終修正日):令和6年5月29日